

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団
出資・助成要項（環境技術研究開発関係）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団定款第3条に規定する水俣市及び葦北郡の安定・発展に寄与することを目的として、業務方法書（環境技術研究開発関係）の規定に基づく環境配慮型の先端技術の研究開発を行う株式会社（会社法の規定による株式会社をいう。以下同じ。）に対する出資事業及び環境配慮型の先端技術の研究開発等を行う株式会社その他の法人（以下「株式会社等」という。）並びに水俣市及び葦北郡に所在する株式会社等と連携して環境配慮型の先端技術の研究開発等を行う大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に対する助成事業について、必要な出資金の出資手続及び助成金の交付手続を定めるものとする。

第2章 出資事業

（出資事業）

第2条 出資事業とは、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団（以下「財団」という。）が水俣市又は葦北郡において環境配慮型の先端技術の研究開発を行う株式会社に対して、当該会社の株式を引き受ける方法により出資することをいう。

（出資の限度額）

第3条 第2条に規定する出資は、当該会社の筆頭株主とならない範囲において行うものとする。

（出資依頼書等）

第4条 出資を受けようとする株式会社（以下「出資会社」という。）は、出資依頼書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（出資の決定）

第5条 理事長は、前条の出資依頼書を受理したときは、定款第43条第1項第2号に規定する環境技術研究開発事業審査委員会の意見を聴いた後、その内容を審査し、適当と認められるときは出資を決定するものとする。

2 理事長は、出資の決定をする場合において、特に必要があるときは条件を附することができる。

3 理事長は、出資の決定の内容及び条件等を出資決定書（別記第2号様式）により出資会社に通知するものとする。

（状況報告）

第6条 出資会社は、次に定めるところにより理事長に状況報告を行うものとする。

(1) 報告時点 会社の会計年度の終了時点

(2) 報告期限 会計年度終了後60日以内

2 前項の状況報告は、別記第3号様式によるものとし、その提出部数は、2部とする。

第3章 助成事業

(助成事業)

第7条 助成事業とは、財団が出資した株式会社、水俣市及び葦北郡において環境配慮型の先端技術の研究開発等を行う株式会社等並びに水俣市及び葦北郡に所在する株式会社等と連携して環境配慮型の先端技術の研究開発等を行う大学等として財団が特に認めた者に対して行う次の事業をいう。

- (1) 環境に対する負荷の軽減に資する環境配慮型の先端技術の研究開発に助成する事業
 - (2) その他水俣市及び葦北郡を中心とする地域における環境配慮型の研究開発を促進する事業に助成する事業
- 2 前項の規定による連携については、大学等と連携して研究開発等を実施する株式会社等が所在する市町の意見を求めるものとする。
- 3 次の事業は、助成事業の対象とならない。
- (1) 事業費の財源に国、県からの助成金等を含む事業
 - (2) 生産目的の設備投資、原材料や商品の仕入れ等営利活動と見なされる事業

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、前条に規定する事業について必要と認められる経費で、財団の予算の範囲内とする。

(助成金の交付の申請)

第9条 第8条の助成金の交付を受けようとする株式会社等及び大学等（以下「助成会社等」という。）は、助成金交付申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添付して理事長に提出するものとする。

(交付の決定)

第10条 理事長は、前条の助成金交付申請書を受理したときは、定款第43条第1項第2号に規定する環境技術研究開発事業審査委員会の意見を聴いた後、その内容を審査し適当と認められるときは、助成金の交付を決定するものとする。

- 2 理事長は交付の決定をする場合において、特に必要があるときは条件を附することができる。
- 3 理事長は、交付決定の内容及び条件等を助成金交付決定書（別記第5号様式）により助成会社等に通知するものとする。

(変更等)

第11条 助成会社等は、止むを得ない理由により助成金交付申請書の内容を変更しようとするときは、第9条の規定に準じて助成金変更交付申請書（別記第6号様式）を遅滞なく提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により助成金変更交付申請書の提出があったときは、必要に応じて、第10条の規定に準じて助成金変更交付決定書（別記第7号様式）により助成会社等に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 助成会社等は、助成事業が完了したときは、その完了の日から7日以内、助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、終了した日から5日以内のいずれか早い日までに実績報告書（別記第8号様式）に必要な書類を添付して理事長に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、実績報告書の提出を受けた場合には、交付の決定の内容及び条件等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記第9号様式）により助成会社等に通知するものとする。

(助成金交付請求書の提出)

第14条 助成会社等は、助成金の支払を受けようとするとき（助成金の概算払を受けようとするときを含む。）は、助成金交付請求書（別記第10号様式）を理事長に提出するものとする。
2 理事長は、前項の規定により助成金の概算払に係る請求書の提出があった場合において、概算払をすることが適当であると認めるときは、助成金の交付の決定額の範囲内において助成金を交付することができる。

(経過及び成果の報告)

第15条 第7条の助成事業を受けた株式会社等は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に当該助成事業に係る第12条の実績報告時以降の経過及び過去1年間の企業化又は成果の供与等について、別記第11号様式による企業化状況等報告書（1部）を理事長に提出しなければならない。

(収益納付)

第16条 理事長は、前条の規定により提出された報告書により、助成事業の対象となった技術の企業化又は成果の供与による相当の収益が生じたと認められるときは、第7条の助成事業を受けた株式会社等に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(助成事業の実施)

第17条 助成会社等が助成事業の実施に際し、必要な物品の購入、委託等を行うときは、3者以上から見積書を徴しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき
- (2) 同一の規格及び品質で売主により価格が異なるものを購入するとき
- (3) 1件の価格が10万円を超えないとき

2 助成会社等は、前項の規定により見積書を徴するときは、できる限り水俣市及び葦北郡に所在する事業者から見積書を徴するよう努めなければならない。

第4章 その他

(出資金及び助成金の返還等)

第18条 理事長は、第2条又は第7条に規定する事業による支援を受けた株式会社等及び大学等（以下「会社等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、出資金の交付又は助成金の交付の決定を取り消し、若しくは既に交付した出資金又は助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、天災その他やむを得ない事情により事業の遂行ができなくなったときは、その事情を十分考慮のうえ、出資金又は助成金の返還を求めるものとする。

- (1) この要項の重要な事項に違反したとき
- (2) 出資金又は助成金交付決定の内容及び条件等に違反したとき
- (3) 偽り、その他不正の行為があったとき

2 理事長は、会社等に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(助成金の使用制限)

第19条 会社等は、助成金を他の用途に使用してはならない。

2 会社等は、助成金により取得し、又は効用の増加した財産を目的以外に使用し、処分、交換、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、理事長が特に認めた財産についてはこの限りでない。

(財産の管理等)

第20条 会社等は、出資事業及び助成事業により取得し、又は効用が増加した1品3万円以上の財産（以下「取得財産等」という。）について、備品として事業の完了後もその保管状況を明らかにし、5年間は善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 1品20万円以上の取得財産等は、5年経過後も減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間は、前項と同様に管理しなければならない。

3 会社等は、前2項に規定する期間内で取得財産等を活用しなくなったとき及び処分する必要が生じたときは、理事長に報告するものとする。

(経費の配分の変更)

第21条 会社等は、事業に要する経費の経費区分毎の配分額について、次の各号のいずれにも該当する変更をしようとするときは、経費配分変更承認申請書（別記第12号様式）を遅滞なく提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(1) 経費区分毎の配分額の20パーセントを超える変更を行うとき

(2) 20万円以上の変更を行うとき

2 理事長は、前項の規定により経費配分変更承認申請書の提出があったときは、必要に応じて、経費配分変更承認通知書（別記第13号様式）により会社等に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第22条 会社等は、出資事業及び助成事業の対象となった事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(出資金及び助成金の経理)

第23条 会社等は、出資事業及び助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を出資事業及び助成事業の完了後5年間保管しなければならない。

(検査等)

第24条 理事長は、必要と認めるときは、出資事業及び助成事業に関し、必要な事項について報告を求め、又は理事長が指定する者に当該事業の関係帳簿書類の他の物件を検査させることができるものとする。

(雑則)

第25条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年10月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。